

認知症の親を
悪徳商法から守りたい

今は元気だが、
身寄りがないので自分の老後が心配

最近もの忘れが
ひどくなってきたので、
お金の管理が不安

障がいのある家族の
将来が心配



こんなとき

成年後見制度

の利用を考えてみませんか

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な方の支援者を選び、財産管理や各種契約などを支援する制度です。

成年後見制度を利用することでこのような支援が受けられます

契約・手続き
の代理

不当な契約
の取り消し

適切な判断
へのサポート

判断能力の
あるうちに
任意後見人を
決めることも



西条市役所 介護保険課・地域福祉課

制度の内容や相談先は裏面に

成年後見制度 Q&A

Q1 成年後見制度とはどのような制度ですか

A1 認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に支援者が就任し、財産管理や契約など、主に法律面での支援を行う制度です。現在、判断能力が不十分な方を支援する「法定後見制度」と、将来に備えて支援者と支援を受ける内容を決めておく「任意後見制度」があります。



Q2 制度を利用するとどのような支援が受けられますか

A2 成年後見人等と呼ばれる支援者が家庭裁判所によって選ばれ、本人に代わって預貯金・不動産の管理、各種支払などの財産管理を行ったり、医療・福祉サービスを契約します。また、本人が結んでしまった不利な契約などを取り消したりもします。



Q3 手続きの方法を教えてください

A3 制度を利用する本人の居住地を管轄する家庭裁判所で、本人・配偶者・四親等内の親族などが申立てを行うことで、家庭裁判所が本人の支援者を選任します。また、任意後見制度の場合には、あらかじめ契約内容を公正証書にして、法務局に登録します。



西条市では成年後見制度に関するこのような事業を行っています

成年後見制度に関する相談や制度の利用支援

担当の職員がお困りごとをうかがい、解決に向けて一緒に考えます。また、成年後見制度を適切に利用できるよう手続き方法や申立・契約に関するサポートを行います。

広報と啓発

成年後見制度に関する情報発信、研修会など、制度を必要とする方が早期に利用につながるよう、周知・啓発を行います。

後見人等支援

親族の後見人等が安心して、財産管理や書類作成などの業務を行えるようサポートします。

制度等に関する相談先は、

☎ (0897) 56-5151

西条市明屋敷164 西条市役所

【高齢者担当】介護保険課包括支援係 (内線2358)

【障がい担当】地域福祉課障がい支援係 (内線2326)